

家畜疾病経営維持資金融通事業

1 事業の目的

畜産経営において高病原性鳥インフルエンザ、CSF、口蹄疫、伝達性海綿状脳症（BSE、スクレイピー等）等の広範囲に影響を与える家畜伝染病が発生した場合には、患畜の殺処分、家畜の移動制限等の措置がとられることとなる。

このような場合に、畜産経営の再開、継続及び維持に必要な家畜の導入、飼料・営農資材の購入等に要する資金を融通し、畜産経営の維持に資するものとする。

2 事業の内容

(1) 貸付対象者

① 経営再開資金（クイック融資メニュー、通常メニュー）

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴う家畜等の処分により経営の停止又はこれに準ずる深刻な影響を受けた者（クイック融資メニューの場合、異状が生じていたにもかかわらず出荷するなど、まん延につながる行動をとった疑いがある場合などは対象外）。

② 経営継続資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生に伴い経営継続が困難となった者であって、次に該当する者。

ア) 家畜等の移動制限又は搬出制限の対象となった家畜を飼養する者

イ) 移動制限又は搬出制限が行われた区域内の農家又はと畜場等の畜産関連施設との、家畜等の取引が停止された畜産経営者であって、対象家畜伝染病発生月以降のいずれか1か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの

ウ) 輸出先国への家畜又は畜産物の輸出が停止された区域内の畜産経営者であって、対象家畜伝染病発生月以降のいずれか1か月間の総販売額が前年同月の総販売額を下回ると認められるもの

③ 経営維持資金

広範囲に影響を与える家畜伝染病等の発生により、深刻な経済的影響を受けた者

(2) 資金使途

家畜の導入、飼料・営農資材等の購入、雇用労賃の支払い等畜産経営の再開、継続及び維持に必要な営農経費

(3) 貸付条件（利率は令和7年10月21日現在）

	経営再開資金	経営継続資金	経営維持資金
貸付限度額	個人：2,000 万円 法人：8,000 万円	(1 頭当たり，100 羽当たり) 乳用牛 13 万円、肥育用牛 13 万円、繁殖用雌牛 6.5 万円、肥育豚 1.3 万円、繁殖豚 2.6 万円、家きん 5.2 万円、繁殖用めん羊及び山羊 1.3 万円	
償還期限	7 年以内		
うち据置期間	3 年以内		
貸付利率	1. 6 2 5 %以内 (※)		2. 1 0 %以内

（※）クイック融資メニューは無利子

3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

4 事業実施主体 （公社）中央畜産会

5 融資枠 60億円（令和4年～令和8年度）

担当課：畜産局企画課

代表 03-3502-8111 内線 4896

担当者：加藤、齊藤